

令和5年度

第7回御船町議会定例会(12月会議)

議 案

令和5年12月14日(木)

令和5年度第7回御船町議会定例会（12月会議）議事日程

令和5年12月14日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸報告
- 1 諸般の報告
- 2 行政報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 5 議案第37号 令和5年度御船町一般会計補正予算（第8号）について
【別冊】
- 第 6 議案第38号 令和5年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
【別冊】
- 第 7 議案第39号 令和5年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
【別冊】
- 第 8 議案第40号 令和5年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
【別冊】
- 第 9 議案第41号 令和5年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について
【別冊】
- 第10 議案第42号 令和5年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
【別冊】
- 第11 議案第43号 令和5年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について
【別冊】
- 第12 議案第44号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第45号 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第14 | 議案第46号 | 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 議案第47号 | 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第16 | 議案第48号 | 御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第17 | 議案第49号 | 御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第18 | 議案第50号 | 御船町土木条例を廃止する条例の制定について |
| 第19 | 議案第51号 | 町道の路線廃止について |
| 第20 | 議案第52号 | 町道の路線認定について |

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第1号に基づく和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年12月14日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第8号 町道星原上花立線の事故における和解及び損害賠償額の決定
について

御専第8号

町道星原上花立線の事故における和解及び損害賠償額の決定について

令和5年10月13日専決

1 概要

町道星原上花立線における車両物損事故について、相手方と御船町との間で和解及び損害賠償額を決定した。

2 相手方

住所

氏名

3 損害賠償額 27,160円
過失割合（町：5 本人：5）

4 事故状況及び対応

本件事故は、令和5年6月10日午後11時30分頃、相手方が町道星原上花立線を自家用車で通行中、路面の窪み（ポットホール）に右側前後輪が入り車両を損傷したもので、町と相手方との合意により和解に至った。

5 和解日 令和5年10月13日

議案第44号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月14日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、御船町の一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給率に関する所要の改正等を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御船町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「期末手当基礎額に100分の120に」を「、期末手当基礎額に6月に支給する場合は100分の120、12月に支給する場合は100分の125を乗じて得た額に、」に改め、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」とを加える。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合は100分の100、12月に支給する場合は100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合は100分の47.5、12月に支給する場合は100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
再任用	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
短時間	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
勤務職	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
員以外の	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
職員	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400

8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	

92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			
119		303,400			

	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

第2条 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「18」を「毎年4月1日から翌年3月31日までの間における御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計」に改める。

第19条第2項中「6月に支給する場合は100分の120、12月に支給する場合は100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合は100分の100、12月に支給する場合は100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合は100分の47.5、12月に支給する場合は100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の御船町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第45号

御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和30年条例第19号）の一部を
改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月14日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ、御船町の特別職の
給料額及び期末手当の額を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御船町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和30年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の145」を、「100分の145」、「100分の125」とあるのは「100分の155」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	月額
町長	708,500円
副町長	549,900円
教育長	502,100円

第2条 御船町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条のただし書中「100分の120」とあるのは「100分の145」、「100分の125」とあるのは「100分の155」を「100分の122.5」とあるのは「100分の150」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町長等の給与及び旅費に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定によ

る改正前の御船町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第46号

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第30号)
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月14日提出

御船町長 藤木 正幸

(提案理由)

御船町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえ、御船町議会議員の
報酬額及び期末手当の額を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「317,400円」を「318,300円」に、「262,000円」を「262,700円」に、「237,700円」を「238,400円」に改める。

第5条ただし書中「100分の145」を「100分の145」、「100分の125」とあるのは「100分の155」に改める。

第2条 御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の120」とあるのは「100分の145」、「100分の125」とあるのは「100分の155」を「100分の122.5」とあるのは「100分の150」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（報酬等の内払）

第2条 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の御船町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の報酬条例の規定による報酬等の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 47 号

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 24 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 14 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、御船町の特定任期付職員の期末手当の額を改定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第2条 御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の122.5」とあるのは「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の御船町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第48号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月14日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた御船町の一般職の職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条例第 号

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

御船町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第1項の規定を準用するものとし、給料表は別表第1のとおりとする」を「別表第1の行政職給料表（一）（以下「給料表」という。）1級1号給から2級125号給までを準用する」に改める。

第5条第1項中「これを前条において準用する給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表（一）（以下「給料表」という。）」を「給料表」に、「（別表第2）」を「（別表）」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（御船町職員等の旅費に関する条例の一部改正）

2 御船町職員等の旅費に関する条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する行政職給料表及び」を「行政職給料表（一）（「に、「別表第1に規定する行政職給料表による」を「第4条において準用する場合を含む。」による）」に改める。

議案第 49 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

御船町国民健康保険税条例（昭和 31 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 14 日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）」が令和 5 年 5 月 19 日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 243 号）」が令和 5 年 7 月 20 日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正について令和 6 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御船町国民健康保険税条例（昭和31年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分

の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなけ

ればならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の御船町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第50号

御船町土木条例を廃止する条例の制定について

御船町土木条例（昭和34年条例第15号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月14日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

御船町土木条例に規定している町道等に関する町議会の議決については、道路法（昭和27年法律第180号）第3条及び第8条に規定され、道路の分類については、同法30条第3項で規定する道路構造の基準が、御船町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第11号）に規定されており、土木条例の規定を要しないため、本条例を廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日
条例第 号

御船町土木条例を廃止する条例

御船町土木条例（昭和 34 年条例第 15 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

町道の路線廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

御船町長 藤木 正幸

路線番号	路線名	起 点 終 点	備 考
第 1-1 号	久保万ヶ瀬線 (本線)	御船町大字豊秋字久保 2517 番 2 地先から 御船町大字豊秋字西原 1423 番 2 地先まで	起終点の変更
第 9-1 号	八竜陣線	御船町大字豊秋字皆根 2323 番 1 地先から 御船町大字豊秋字山下 1 番 4 地先まで	起終点の変更
第 14 号	植木原竹下線	御船町大字小坂字居屋敷 1622 番 1 地先から 御船町大字陣字居屋敷 1308 番地先まで	起終点の変更
第 15 号	竹下線	御船町大字陣字居屋敷 1358 番から 御船町大字陣字竹下 1234 番まで	起終点の変更
第 19 号	小坂線	御船町大字豊秋字久保 2520 番から 御船町大字滝川字大塚 1391 番 5 まで	起終点の変更
第 25 号	八竜下高野線	御船町大字小坂字東八竜 1016 番から 御船町大字高木字西原 1742 番まで	起終点の変更
第 26 号	小坂上高野線	御船町大字小坂字居屋敷 1614 番から 御船町大字高木字阿弥陀 1636 番まで	起終点の変更
第 28 号	小坂八竜線	御船町大字小坂字須崎 1355 番地先から 御船町大字小坂字須崎 1261 番地先まで	起終点の変更

第 41 号	小坂八竜 1 号線	御船町大字小坂字宮田 690 番 1 から 御船町大字小坂字宮田 690 番 1 まで	起終点の変更
第 54-1 号	下高野甘木線 (本線)	御船町大字高木字上古閑原 2055 番 1 地先から 御船町大字小坂字東八竜 989 番地先まで	起終点の変更
第 54-2 号	下高野甘木線 (支線 1 号)	御船町大字高木字目抜 916 番 1 地先から 御船町大字高木字目抜 881 番地先まで	起終点の変更
第 73 号	高山中央線	御船町大字高木字下倉津和 4890 番 1 から 御船町大字高木字小敷田 3142 番 1 まで	起終点の変更
第 76 号	小敷田西往還線	御船町大字高木字小敷田 3220 番 1 から 御船町大字木倉字片平町 168 番 1 まで	起終点の変更
第 101-1 号	中央線 (本線)	御船町大字辺田見字下鶴 433 番 1 から 御船町大字高木字小林 295 番まで	起終点の変更
第 114 号	御船白旗線	御船町大字辺田見字大坂 1549 番 1 から 御船町大字御船字平岩 65 番まで	起終点の変更
第 117 号	御船原線	御船町大字滝川字西原 2000 番 1 地先から 御船町大字辺田見字山神 4361 番地先まで	起終点の変更
第 130 号	迎町高校線	御船町大字御船字下囲 952 番 2 から 御船町大字木倉字山王原 1111 番 2 まで	起終点の変更
第 132 号	城山辺田見線	御船町大字御船字上囲 1046 番 1 から 御船町大字辺田見字馬場 213 番まで	起終点の変更
第 134 号	辺田見役場線	御船町大字辺田見字馬場 301 番から 御船町大字御船字上囲 1009 番 1 まで	起終点の変更
第 140-1 号	辺田見落合線 (本線)	御船町大字辺田見字甲斐山 491 番 1 から 御船町大字木倉字片平町 258 番 1 まで	起終点の変更
第 151 号	辺田見玉虫線	御船町大字辺田見字茂正寺 1241 番 3 から 御船町大字滝尾字上ノ釣 633 番 2 まで	起終点の変更
第 154 号	荒瀬妙見坂線	御船町大字御船字平原 1411 番 1 から 御船町大字御船字徳川 995 番まで	起終点の変更

第 502 号	津ヶ峰浅ノ藪線	御船町大字田代字古閑屋敷 4929 番 3 地先から 御船町大字田代字原 6661 番 1 地先まで	起終点の変更
第 507 号	上田代線	御船町大字田代字広沢水 7168 番 250 から 御船町大字田代字無田 8405 番 213 まで	起終点の変更

(提案理由)

町道の路線廃止については、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 2 号

町道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり町道の路線を認定する。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日提出

御船町長 藤木 正幸

路線番号	路線名	起 点 終 点	備 考
第 102 号	カルチャーセンター線	御船町大字御船字上圀 995 番 3 地先から 御船町大字木倉字三蔵 1168 番地先まで	起終点の変更
第 105 号	中道線	御船町大字辺田見字中道 208 番 3 地先から 御船町大字辺田見字中道 206 番 2 地先まで	起終点の変更
第 106 号	本町通線（本線）	御船町大字滝川字徳川 998 番 1 地先から 御船町大字御船字町園 858 番 1 地先まで	起終点の変更
第 107 号	御船中央 1 号線	御船町大字滝川字前田 532 番 3 地先から 御船町大字高木字小林 261 番地先まで	起終点の変更
第 108 号	御船原線	御船町大字滝川字西原 2000 番 1 地先から 御船町大字御船字上山神 469 番 2 地先まで	起終点の変更
第 110 号	一丁目下辺田見線	御船町大字御船字町園 858 番 1 地先から 御船町大字辺田見字茂正寺 1215 番 1 地先まで	起終点の変更
第 113 号	城山中道線	御船町大字御船字上圀 1046 番 1 地先から 御船町大字辺田見字中道 208 番 3 地先まで	起終点の変更
第 114 号	辺田見玉虫線	御船町大字辺田見字茂正寺 1214 番 1 地先から 御船町大字滝尾字上ノ釣 6330 番 1 地先まで	起終点の変更

第 116 号	御船中央 2 号線	御船町大字辺田見字馬場 368 番 1 地先から 御船町大字滝川字前田 532 番 2 まで	起終点の変更
第 117 号	御船中学校側道線	御船町大字御船字上圀 1009 番 3 地先から 御船町大字辺田見字中道 181 番 2 地先まで	起終点の変更
第 119 号	若宮辻線 (本線)	御船町大字辺田見字甲斐山 491 番 1 地先から 御船町大字木倉字堂ノ迫 1364 番 1 地先まで	起終点の変更
第 131 号	瓜山白旗線	御船町大字御船字上山神 469 番 2 地先から 御船町大字御船字白岩 65 番 2 地先まで	起終点の変更
第 155 号	中道辺田見線 (本線)	御船町大字辺田見字村下 301 番地先から 御船町大字辺田見字村下 221 番 3 まで	起終点の変更
第 156 号	中道辺田見線 (支線)	御船町大字辺田見字馬場 345 番地先から 御船町大字辺田見字中道 213 番地先まで	起終点の変更
第 167 号	本町通線 (支線 1 号)	御船町大字御船字町園 858 番 1 地先から 御船町大字滝川字徳川 998 番 1 地先まで	起終点の変更
第 171 号	御船中央 3 号線	御船町大字辺田見字馬場 411 番 2 から 御船町大字辺田見字下鶴 433 番 1 地先まで	起終点の変更
第 175 号	妙見坂線	御船町大字御船字町園 846 番 1 地先から 御船町大字辺田見字平原 1411 番 1 まで	起終点の変更
第 176 号	妙見坂御船原線	御船町大字辺田見字大坂 1549 番 1 地先から 御船町大字辺田見字大坂 1604 番 1 地先まで	起終点の変更
第 179 号	迎町城山線	御船町大字御船字下圀 952 番 2 地先から 御船町大字御船字上圀 995 番 3 地先まで	起終点の変更
第 427 号	高校門前川線 (本線)	御船町大字木倉字堂ノ迫 1363 番 2 から 御船町大字木倉字山王原 1024 番 2 まで	起終点の変更
第 446 号	門前落合線	御船町大字木倉字片平町 307 番から 御船町大字木倉字片平町 258 番 1 地先まで	起終点の変更
第 501 号	高木中央線	御船町大字高木字東村下 4648 番から 御船町大字高木字目抜 880 番 3 まで	起終点の変更

第 502 号	御船インター側道線 (本線)	御船町大字高木字目抜 916 番 1 地先から 御船町大字小坂字東八竜 1011 番 1 地先まで	起終点の変更
第 504 号	小敷田西往還線	御船町大字高木字奥園 3243 番から 御船町大字木倉字片平町 168 番 1 地先まで	起終点の変更
第 511 号	上高野橋線	御船町大字高木字大手木 3805 番地先から 御船町大字小坂字須崎 1209 番地先まで	起終点の変更
第 512 号	上高野高木小学校線	御船町大字高木字大手木 3805 番地先から 御船町大字高木字阿弥陀 1636 番地先まで	起終点の変更
第 529 号	高山線 (本線)	御船町大字高木字東村下 4647 番 5 から 御船町大字高木字下倉津和 4890 番 1 地先まで	起終点の変更
第 540 号	西原下高野橋線	御船町大字高木字西原 1742 番地先から 御船町大字小坂字須崎 1287 番 1 地先まで	起終点の変更
第 601 号	小坂線 (本線)	御船町大字滝川字西原 1960 番 1 地先から 御船町大字豊秋字久保 2416 番 1 まで	起終点の変更
第 602 号	コラスミフネ 1 号線	御船町大字小坂字宮田 728 番 2 から 御船町大字小坂字宮田 701 番 2 まで	起終点の変更
第 603 号	コラスミフネ 2 号線	御船町大字小坂字宮田 715 番 4 から 御船町大字小坂字宮田 755 番 3 まで	起終点の変更
第 604 号	小坂中央線	御船町大字小坂字塘下 1536 番地先から 御船町大字小坂字下船橋 86 番地先まで	起終点の変更
第 605 号	小坂橋線	御船町大字小坂字塘下 1519 番 5 から 御船町大字小坂字中原 2124 番 3 まで	起終点の変更
第 607 号	八竜橋線	嘉島町大字上六嘉字八龍 3 番 11 地先から 御船町大字豊秋字吹上 2033 番 1 地先まで	起終点の変更
第 608 号	万ヶ瀬線 (本線)	御船町大字豊秋字吹上 2570 番 5 地先から 御船町大字豊秋字西原 1425 番地先まで	起終点の変更
第 614 号	植木原竹下線 (本線)	御船町大字陣字植木原 1910 番 2 地先から 御船町大字陣字竹下 1234 番 1 地先まで	起終点の変更

第 615 号	植木原竹下線（支線）	御船町大字陣字居屋敷 1278 番 1 地先から 御船町大字陣字竹下 1102 番 1 地先まで	起終点の変更
第 633 号	小坂宮田線	御船町大字小坂字塘下 1519 番 5 から 御船町大字小坂字塘下 1503 番地先まで	起終点の変更
第 641 号	八竜陣線（本線）	御船町大字豊秋字久保 2570 番 5 地先から 御船町大字陣字山下 6 番 1 まで	起終点の変更
第 901 号	上田代線（本線）	御船町大字田代字古閑屋敷 4929 番 3 地先から 御船町大字田代字広沢水 7168 番 296 まで	起終点の変更
第 904 号	浅ノ藪化石ひろば線	御船町大字田代字広沢水 7168 番 323 地先から 御船町大字田代字源 6661 番 1 地先まで	起終点の変更
第 910 号	上田代線（支線）	御船町大字田代字吉無田 8405 番 217 から 御船町大字田代字吉無田 8405 番 220 まで	起終点の変更

（提案理由）

町道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。